

参照条文

空港法 抄

(昭和三十一年四月二十日法律第八十号)

(国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理)

第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

- 一 成田国際空港
 - 二 東京国際空港
 - 三 中部国際空港
 - 四 関西国際空港
 - 五 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの
- 2 (略)
- 3 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社が、関西国際空港は関西国際空港株式会社がそれぞれ設置し、及び管理する。
 - 4 第一項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第一項の規定による指定があつたときは、当該指定を受けた者が設置し、及び管理する。

成田国際空港株式会社法 抄

(平成十五年七月十八日法律第百二十四号)

(会社の目的)

第一条 成田国際空港株式会社(以下「会社」という。)は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。

(成田国際空港)

第二条 この法律において「成田国際空港」とは、附則第十二条第一項の規定により会社が新東京国際空港公団(以下「公団」という。)から承継した空港をいう。

(成田国際空港等の設置及び管理)

第三条 成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

2 前項の基本計画に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業の範囲)

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 成田国際空港の設置及び管理
- 二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理
- 三 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で成田国際空港を利用する者の利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理
- 四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業
 - イ 緩衝地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び譲渡
 - ロ 騒音防止工事等を行う者に対する助成
 - ハ 住居を移転する者等に対する損失の補償及びその所有する土地の買入れ
- 二 イからハまでに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業であって政令で定めるもの
- 五 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業
 - イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するために必要であると認められる政令で定める事業であって成田国際空港の機能の発揮に資するものを行う者に対し、出えんする事業
 - ロ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行なう地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、交付金を交付する事業

ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業であ
って政令で定めるもの

六 前各号の事業に附帯する事業

七 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社は、前項第七号の事業を行おうとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。

関西国際空港株式会社法 抄 (昭和五十九年六月三十日法律第五十三号)

(会社の目的)

第一条 関西国際空港株式会社は、航空輸送の円滑化を図り、もつて航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。

(関西国際空港)

第二条 関西国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、大阪府の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。

(関西国際空港等の設置及び管理)

第三条 関西国際空港及び同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

2 前項の基本計画に関し必要な事項は、政令で定める。

(株式)

第四条 政府は、常時、関西国際空港株式会社(以下「会社」という。)の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 地方公共団体は、総務大臣と協議の上、会社に対して出資することができる。

3 会社は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十九条第一項に規定するその発行する株式(第二十八条第一項第一号において「新株」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(第二十八条第一項第一号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の範囲)

第六条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 関西国際空港の設置及び管理
 - 二 関西国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理
 - 三 関西国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で、関西国際空港を利用する者の利便に資するために当該空港の敷地内に建設することが適當であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理
 - 四 関西国際空港と最寄りの陸岸との間の連絡橋その他これに類する施設の建設及び管理
 - 五 前各号の事業に附帯する事業
 - 六 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業
- 2 会社は、前項の事業の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、飛行場の工事並びに飛行場に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うことができる。
- 3 会社は、第一項第六号又は前項の事業を行おうとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。

中部国際空港の設置及び管理に関する法律 抄 (平成十年三月三十一日法律第三十六号)

(目的)

第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。

(中部国際空港)

第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。

(中部国際空港等の設置及び管理)

第三条 中部国際空港及び同空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設（次条第一項において「中部国際空港等」という。）の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

2 前項の基本計画に関し必要な事項は、政令で定める。

(中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定)

第四条 國土交通大臣は、第六条第一項の事業を営むことを目的として設立された株式会社であつて、次の各号に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定することができる。

- 一 前条第一項の基本計画に従って中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。
 - 二 前条第一項の基本計画に従って中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。
 - 三 次条第一項の規定に基づき政府が引き受ける株式を適正な価額で発行すると認められる者であること。
- 2 國土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定会社」という。）の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 指定会社は、その商号又は本店の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 國土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(政府及び地方公共団体の出資)

第五条 政府は、前条第一項の規定による指定をしたときは、予算で定める金額の範囲内において、指定会社の株式を引き受けるものとする。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、指定会社に追加して出資することができる。
- 3 地方公共団体は、総務大臣と協議の上、指定会社に出資することができる。
- 4 指定会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十七条第一号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（第二十七条第一号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、國土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 5 指定会社は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。

(指定会社の事業)

第六条 指定会社は、次の事業を営むものとする。

- 一 中部国際空港の設置及び管理
 - 二 中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理
 - 三 中部国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で中部国際空港を利用する者の利便に資するために当該空港の敷地内に建設することが適當であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理
 - 四 前三号の事業に附帯する事業
 - 五 前各号に掲げるもののほか、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うために必要な事業
- 2 指定会社は、前項第五号の事業を行おうとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。

関税法 抄 (昭和二十九年四月二日法律第六十一号)

(定義)

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

- 一 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。)又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に(保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に)引き取ることをいう。
- 二 「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。
- 三 「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。)で輸入が許可される前のものをいう。
- 四 「内国貨物」とは、本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。

四の二 ~ 十一(略)

十二条 「税関空港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をいう。

十三条 (略)

2・3 (略)

(保税地域の種類)

第二十九条 保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の五種とする。

(外国貨物を置く場所の制限)

第三十条 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- 一 難破貨物
- 二 保税地域に置くことが困難又は著しく不適当であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物
- 三 郵便物、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により押収された物件その他政令で定める貨物
- 四 信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項(定義)に規定する信書便物をいう。第七十四条(輸入を許可された貨物とみなすもの)、第七十八条の二(信書等に係る郵便物についての規定の準用)並びに第百二十二条第一項及び第二項(郵便物等の差押え)において同じ。)のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの
- 五 第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告を行い、税関長の輸出の許可を受けた貨物(以下「特定輸出貨物」という。)

2 (略)

(指定保税地域の指定又は取消し)

第三十七条 指定保税地域とは、国、地方公共団体又は港湾施設若しくは空港施設の建設若しくは管理を行う法人であつて政令で定める者が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として財務大臣が指定したものをいう。

- 2 財務大臣は、指定保税地域を利用して行われる外国貿易の減少その他の事由に因りその全部又は一部を存置する必要がないと認めるときは、これについて前項の指定を取り消すことができる。
- 3 財務大臣は、指定保税地域の指定をしようとするときは、あらかじめ当該指定をしようとする土地又は建設物その他の施設の所有者及び管理者に協議し、かつ、公聴会を開き、輸出入業者その他の当該指定について利害関係がある者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。指定保税地域の指定の取消しをしようとするときも、また同様とする。
- 4 財務大臣は、指定保税地域の指定又は指定の取消をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。
- 5 財務大臣は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による指定又は取消しに係る権限の一部を税関長に委任することができる。

(保税蔵置場の許可)

第四十二条 保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

- 2 前項の許可の期間は、十年をこえることができない。但し、政令で定めるところにより、十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。
- 3 税関長は、第一項の許可又は前項但書の更新をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

(保税工場の許可)

第五十六条 保税工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造(混合を含む。)又は外国貨物に係る改裝、仕分その他の手入(以下これらの加工若しくは製造又は改裝、仕分その他の手入を「保税作業」という。)をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

- 2 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場において使用する輸入貨物については、当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月までの期間に限り、当該保税工場につき第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)の許可を併せて受けているものとみなす。
- 3 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場の一部の場所につき第四十二条第一項の許可をあわせて受けることができる。

(保税展示場の許可)

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するもの(以下「博覧会等」という。)で、外国貨物を展示するものの会場に使用する場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

- 2 前項の許可の期間は、博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間とする。
- 3 保税展示場においては、博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のため、外国貨物で政令で定めるものにつき、次の各号に掲げる行為で政令で定めるものをすることができる。
 - 一 積卸、運搬又は藏置
 - 二 内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れ
 - 三 展示又は使用
 - 四 前三号に掲げる行為に類する行為

(総合保税地域の許可)

第六十二条の八 総合保税地域とは、一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設(次項において「一団の土地等」という。)で、次に掲げる行為をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

- 一 外国貨物の積卸し、運搬若しくは藏置又は内容の点検若しくは改裝、仕分けその他の手入れ

- 二 外国貨物の加工又はこれを原料とする製造(混合を含む。)
 - 三 外国貨物の展示又はこれに関連する使用(これらの行為のうち政令で定めるものに限る。)
- 2 税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 当該一団の土地等が、その事業の内容その他の事項を勘案して政令で定める要件を満たす法人により所有され、又は管理されるものであること。
 - 二 当該一団の土地等における貿易に関連する施設の集積の程度が高いこと。
 - 三 当該一団の土地等において前項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれ、これにより相当程度輸入の円滑化その他の貿易の振興に資すると認められること。
 - 四 当該一団の土地等の位置、設備その他の状況に照らし、この法律の実施を確保する上に支障がないと認められること。
 - 五 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人(当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。次号において同じ。)が第四十三条第一号から第四号まで(保税蔵置場の許可の要件)に掲げる場合に該当しないこと。
 - 六 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人の資力その他の事情を勘案して、当該法人が総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められること。

(保税運送)

第六十三条 外国貨物(郵便物、特定輸出貨物及び政令で定めるその他の貨物を除く。以下この章において同じ。)は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所相互間(次条第一項において「特定区間」という。)に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

- 2 (略)
- 3 第一項の運送に際しては、政令で定めるところにより、運送目録を税關に提示し、その確認を受けなければならない。ただし、同項後段の規定により一括して承認を受けた場合においては、当該承認に係る期間を当該承認をした税関長が政令で定めるところにより区分して指定した期間ごとに、当該期間内に発送された外国貨物に係る運送目録について一括して確認を受けることができる。
- 4・5 (略)
- 6 第一項の規定により承認を受けた者は、政令で定めるところにより、前項の規定により確認を受けた運送目録をその承認をした税関長に提出しなければならない。

(保税運送の特例)

第六十三条の二 認定通関業者又は国際運送貨物取扱業者(第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)又は第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認を受けた者その他の国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う者として政令で定める要件に該当する者をいう。第六十三条の四第一号口及び第六十三条の七第一項第二号口において同じ。)であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下「特定保税運送者」という。)が特定区間であつて政令で定める区間において行う外国貨物の運送(以下「特定保税運送」という。)については、前条第一項の規定による承認を受けることを要しない。

- 2 特定保税運送に際しては、運送目録を税關に提示し、その確認を受けなければならない。
- 3 特定保税運送に係る外国貨物が運送先に到着したときは、特定保税運送者は、前項の確認を受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税關に提示し、その確認を受けなければならない。
- 4 特定保税運送者は、前項の確認を受けた運送目録を第二項の確認をした税關の税關長に提出しなければならない。

- 5 第二項の運送目録の提示その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申告貨物にあつては、関税暫定措置法第八条の二第一項第二号(特恵関税等)に規定する特定鉱工業產品等であつて同項の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものに限る。)については、課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(輸出申告又は輸入申告の時期)

第六十七条の二 輸出申告又は輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等(保税地域又は第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所をいう。第一号において同じ。)に入れた後にするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該貨物を保税地域等に入れないで申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合
- 二 当該貨物(関税暫定措置法第八条の二第一項第二号(特恵関税等)に規定する特定鉱工業產品等であつて同項の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。)につき、特例輸入者又は特例委託輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項若しくは第七項(入港手続)の規定による積荷に関する事項が税關に報告され、又は同条第二項若しくは第八項若しくは第十八条第二項若しくは第四項(入出港の簡易手続)の規定による積荷に関する事項を記載した書面が税關に提出された後にするものとする。

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 貨物を輸出しようとする者であつて、あらかじめいづれかの税關長の承認を受けた者(以下「特定輸出者」という。)又は当該貨物の輸出に係る通關手続を認定通關業者に委託した者(次項において「特定委託輸出者」という。)は、その輸出申告をする場合において、前条第一項の規定の適用を受けないことを希望する旨の申出をすることができる。この場合においては、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない。

- 2 特定輸出申告(前項の規定により特定輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。以下同じ。)及び特定委託輸出申告(前項の規定により特定委託輸出者が行う同条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。第五項及び第七十九条の三第三項において同じ。)は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税關空港若しくは不開港の所在地を所轄する税關長に対してしなければならない。この場合において、特定委託輸出者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税關空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。
- 3 第一項の規定は、第七十条第一項(証明又は確認)に規定する貨物のうち、政令で定める貨物に係る輸出申告については、適用しない。
- 4 第一項の承認を受けようとする者は、同項の規定の適用を受けて輸出申告をしようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税關長に提出しなければならない。
- 5 特定輸出申告及び特定委託輸出申告の申告事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

通関業法 抄 (昭和四十二年八月一日法律第百二十二号)

(定義)

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。

(1) 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続(関税の確定及び納付に関する手続を含む。以下「通関手続」という。)

(一) 輸出(関税法第七十五条に規定する積戻しを含む。)又は輸入の申告

(二) 関税法第七条の二第一項の承認の申請

(三) 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告

(四) 保税蔵置場(関税法第五十条第二項の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。)、保税工場(同法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。以下この号において同じ。)若しくは総合保税地域に外国貨物を置くこと、保税工場において外国貨物を同法第五十六条第一項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為をすることの承認の申請又は保税展示場に入る外国貨物に係る同法第六十二条の三第一項の申告

(五) 関税法第六十七条の三第一項の承認の申請

(2) 関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してする不服申立て

(3) 通関手続、(2)の不服申立て又は関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述

ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又はイの(2)の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十八条第一項において同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下「通関書類」という。)を作成すること。

二 「通関業」とは、業として通関業務を行うことをいう。

三 「通関業者」とは、次条第一項の許可を受けた者をいう。

四 「通関士」とは、第三十一条第一項の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者をいう。

(通関業の許可)

第三条 通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならぬ。

2 ~ 5 (略)

(許可の申請)

第四条 通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければな

らない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名及び住所
 - 二 通関業務を行なうとする営業所の名称及び所在地
 - 三 前号の営業所ごとの責任者の氏名及び第十三条の規定により置こうとする通関士の数
 - 四 通関業務を行なうとする地域及びその通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のもののみに限られる場合には当該貨物の種類
 - 五 通関業以外の事業を営んでいるときは、その事業の種類
- 2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添附しなければならない。

(許可の基準)

- 第五条** 税関長は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であること。
 - 二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行なうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
 - 三 許可申請に係る通関業の開始が、その営まれる地域における通関業務の量及び通関業者の数に照らして、必要かつ適当なものであること。
 - 四 許可申請に係る通関業を営む営業所につき、第十三条第一項の要件を備えることとなつてのこと。

(営業所の新設)

- 第八条** 通関業者は、その通関業の許可に係る税関の管轄区域内において、通関業務を行なう営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより、その営業所の所在地を管轄する税関長の許可を受けなければならぬ。

2 第三条第二項から第四項まで及び第五条第二号から第四号までの規定は、前項の許可について準用する。

(営業区域の制限)

- 第九条** 通関業者は、通関業の許可に係る税関の管轄区域(第三条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により通関業務を行なうことができる地域を限定する条件を附された場合には、当該限定された地域。以下この条において同じ。)内においてのみ、通関業を営むことができる。ただし、同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するものについては、政令で定めるところにより、当該許可に係る税関の管轄区域外においても、当該手続に係る通関業務を行なうことができる。

(通関士の設置)

- 第十三条** 通関業者は、その通関業務を行なう営業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければならぬ。ただし、当該営業所が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
- 一 その営業所において取り扱う通関業務が、第九条ただし書の場合を除き、政令で定める地域以外の地域においてのみ行なわれることになつてている場合
 - 二 その営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一定の種類の貨物のみに限られている場合
- 2 通関業者は、前項の規定によるほか、その通関業務を行なう営業所に通関士を置くことができる。

(通関士の審査等)

第十四条 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるもの(通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に係るものに限る。)については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させなければならない。

(料金の掲示等)

第十八条 通関業者は、通関業務(第七条に規定する関連業務を含む。)の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならない。

2 財務大臣は、前項の料金の額について必要な定めをすることができるものとし、この定めがされたときは、通関業者は、これに反して料金を受けてはならない。

(記帳、届出、報告等)

第二十二条

1・2 (略)

3 通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回税関長に提出しなければならない。

通関業法施行令 抄 (昭和四十二年八月一日政令第二百三十七号)

(営業所の新設の許可の申請手続)

- 第一条** 通関業法(以下「法」という。)第八条第一項の規定による税関長の許可を受けようとする通関業者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければならない。
- 一 当該営業所の名称及び所在地
 - 二 当該営業所の責任者の氏名及び法第十三条の規定により置こうとする通関士の数
 - 三 当該営業所においてする通関業務を行なおうとする地域及びその通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のもののみに限られる場合には当該貨物の種類
- 2 前項の許可申請書には、許可を受けようとする営業所において通関業務に従事させようとする者の氏名、その通関業務の用に供される資産の明細並びに当該営業所において行なわれる見込みの通関業務の量及びその算出の基礎を記載した書面その他参考となるべき書面を添附しなければならない。

(営業区域外において業務を行なう場合の手続)

- 第二条** 法第九条ただし書の規定により同条に規定する税関の管轄区域外において通関業務を行なおうとする通関業者は、その提出する法第二条第一号ロに規定する通関書類に法第九条 ただし書の規定に該当する旨を附記し、又は当該通関業務を行なう際に口頭で税関官署に対してその該当する旨を申し出なければならない。

(通関士の設置)

- 第四条** 通関業者は、法第十三条第一項の規定により通関士を置かなければならないこととされる営業所ごとに、専任の通関士(営業所における通関業務の量からみて専任の通関士を置く必要がないものとして税関長の承認を受けた場合には、専任であることを要しない。)一人以上を置かなければならない。

2 (略)

通関業法施行規則 抄 (昭和四十二年八月一日大蔵省令第五十号)

(通関業許可申請書の添付書面)

- 第一条** 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号。以下「法」という。)第四条第二項に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。
- 一 申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び履歴書(申請者が法人である場合には、その定款、登記事項証明書並びに役員(法第六条第八号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。)の名簿及び履歴書)
 - 二 申請者(申請者が法人である場合には、その役員)が法第六条第一号に掲げる者(民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百五十一号)附則第三条の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)及び法第六条第二号に掲げる者に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
 - 三 申請者(申請者が法人である場合には、当該法人及びその役員)が法第六条第三号から第七号までのいずれにも該当しない旨のこれらの者の宣誓書
 - 四 通関士となるべき者その他の通関業務の従業者(申請者が法人である場合における通関業務を担当する役員を含む。)の名簿及びこれらの者の履歴書
 - 五 申請者が通関業以外の事業を営んでいる場合には、その事業の概要、規模及び最近における損益の状況を示す書面
 - 六 年間において取り扱う見込みの通関業務の量及びその算定の基礎を記載した書面
 - 七 その他参考となるべき書面

通関業法基本通達 抄
(昭和47年3月1日蔵関第105号)

(「通関業の開始が……必要かつ適當なものであること」の取扱い)

5-3 法第5条第3号《許可の基準》の審査に当たつては、本条項が通関業への参入の実質的な障害とならないよう留意する。

(通関業務の料金)

18-1 通関業者がその通関業務(関連業務を含む。)につき受けることができる料金の最高額は次の表に掲げる額とする。

(単位:円)

通関業務の種類		単位	料金
① 輸出(積戻し)申告	1件		5,900
	少額貨物簡易通関扱	〃	4,200
② 輸入申告	申告納税(予備申告を含む。)	〃	11,800
	少額貨物簡易通関扱	〃	8,600
	賦課課税	〃	10,500
	少額貨物簡易通関扱	〃	7,800
保税蔵置場蔵出・総合保税地域総保出 (加工又は製造若しくは展示されたものを除く。)			7,000
	少額貨物簡易通関扱	〃	5,100
③ 保税蔵置場蔵入申請	〃		7,000
④ 保税工場移入申請	〃		7,000
⑤ 保税展示場蔵置等承認申請	〃		7,000
⑥ 総合保税地域総保入申請	〃		7,000
⑦ 輸入許可前貨物引取申請	〃		5,100
⑧ 外国貨物船(機)用品積込申告	〃		5,100
⑨ 外国貨物運送申告	〃		5,100
⑩ その他申告・申請又は届	〃		1,300
⑪ 諸申告又は許可承認書写作成	〃		200
⑫ 割増料	〃		①から⑪までに掲げる通関業務の種類に応じ当該通関業務に係る①から⑪までに定める料金の5割

(備考)

(1) ①から⑨までの各種申告、申請の手続料金の対象事務には、これらの申告、申請に先行し、後続し、又はこれを同時に行われる経常的手続(例えば、検査の立会い、免税申告書の作成等)の処理を含む。なお、②の輸入申

告欄の申告納税において、予備申告とは、「予備審査制について」(平成12年3月31日付蔵関第251号)における予備申告をいう。

- (2) 保税工場移出輸入申告及び総合保税地域総保出輸入申告(加工又は製造若しくは展示又は使用されたものに限る。)については、申告納税、賦課課税の各区分により②の輸入申告の料金を適用する。
- (3) 次に掲げる手続については、少額貨物簡易通関扱の料金を適用する。
- イ コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和46年政令第257号)第2条《コンテナーの輸入又は輸出の手続》の規定に基づく積卸コンテナー一覧表の提出
- ロ 通関手帳(ATAカルネ)による輸入申告又は輸出申告
- (4) 輸出(積戻し)申告書又は外国貨物船(機)用品積込申告書をもつて運送申告書を兼用するときは、運送申告として⑨の運送申告の取扱料金を請求することができない。
- (5) ⑩の「その他の申告、申請又は届」に関する料金を請求できるのは、当該申請等の手続のみを独立して依頼され行つた場合(例えば、倉主から依頼され外国貨物廃棄届出の手続のみを行う場合等)又は主たる手続と経常的には結びつかない場合(例えば、臨時開港承認申請手続、輸出貨物のコンテナー扱い申出手続等)に限る。
- (6) ⑫の割増料を請求できるのは、次のような場合とする。
- イ 輸入申告手続の一環として輸入貨物の評価に関する申告、修正申告、更正の請求等の手続を行う場合等で、それに要した事務量からみて割増料を請求すべき相当の理由があるとき。
- ロ インボイス記載品目が多いため、輸出又は輸入申告書の作成において、関税定率法別表の所属区分の決定(統計品目番号の分類を含む。)、数量又は価格の計算等に特別の手数を要したとき。
- ハ 戻し税手続のための特別の手数を要したとき。
- ニ 税関の検査・分析等の関係で特別の手数を要したとき。
- ホ 1件の委託に係る貨物の申告を分割するため、特別の手数を要したとき。
- ヘ その他手続上一般の場合に比較して特別の手数を要したとき。
- (7) 輸出(積戻し)申告及び輸入申告(輸入申告には、蔵入申請、蔵出申告、移入申請、移出申告、総保入申請、総保出申告及び輸入許可前貨物引取承認申請を含む。以下において同じ。)において、1申告が複数の欄からなる場合の通関業務の料金表中「単位」欄の適用については、次による。
- イ 輸出(積戻し)申告の場合、3欄までの申告を1件とみなし、3欄を超える申告については、1件にその超える欄数5欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。
- ロ 輸入申告の場合、2欄までの申告を1件とみなし、2欄を超える申告については、1件にその超える欄数4欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。
- (8) 小包、携帯品、託送品及び別送品等の取扱料金の最高額は、料金の7割とする。
- (9) 用紙代、通関手続に要した通常の交通費等経常的経費は、料金に含まれるものとするが、貨物検査のための開梱運搬に要した労賃、運送料、遠隔地に所在する税關官署への申告、申請、届又は遠隔地の検査立会いに要した交通費等の特別の費用については、その実費を別に請求することができる。

植物防疫法 抄 (昭和二十五年五月四日法律第百五十一号)

(輸入の制限)

- 第六条** 輸入する植物(栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、次に掲げる植物及びその容器包装については、この限りでない。
- 一 植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物及びその容器包装であるためこの章の規定により特に綿密な検査が行われるもの
 - 二 農林水産省令で定める国から輸入する植物及びその容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの
- 2 (略)
- 3 植物及び次条第一項に掲げる輸入禁止品は、郵便物として輸入する場合を除き、農林水産省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。
- 4 ~ 6 (略)

(輸入植物等の検査)

- 第八条** 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物又は輸入禁止品及び容器包装につき、原状のままで、植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物(農林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。本条及び次条において同じ。)があるかどうかについての検査を受けなければならぬ。ただし、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。
- 2 前項の検査は、第六条第三項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。
- 3 ~ 7 (略)

(廃棄、消毒等の処分)

- 第九条** 前条の規定による検査の結果、検疫有害動植物があつた場合は、植物防疫官は、その植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。
- 2・3 (略)
- 4 前条の規定による検査の結果、当該植物及び容器包装が第六条第一項及び第二項の規定に違反せず、輸入禁止品に該当せず、かつ、これに検疫有害動植物がないと認めたときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしなければならない。

家畜伝染病予防法 抄 (昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号)

(輸入のための検査証明書の添付)

第三十七条 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの(以下「指定検疫物」という。)は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検疫の結果監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

- 一 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装
 - 二 穀物のわら(飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。)及び飼料用の乾草
 - 三 前二号に掲げる物を除き、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがある敷料その他これに準ずる物
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 動物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する場合その他農林水産大臣の指定する場合
 - 二 農林水産省令で定める国から輸入する指定検疫物について、前項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて動物検疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合

(輸入場所の制限)

第三十八条 指定検疫物は、農林水産省令で指定する港又は飛行場以外の場所で輸入してはならない。但し、第四十一条の規定により検査を受け、且つ、第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入する物については、この限りでない。

(輸入検査)

第四十条 指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物につき、原状のままで、家畜防疫官から第三十六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を受けなければならない。ただし、既に次条の規定により検査を受け、かつ、第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入した物については、この限りでない。

2～4 (略)

(輸入検疫証明書の交付等)

第四十四条 家畜防疫官は、第四十条から前条までの規定による検査の結果、指定検疫物が監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められるときは、農林水産省令の定めるところにより、輸入検疫証明書を交付し、かつ、指定検疫物にらく印、いれずみその他の標識を付さなければならない。

2・3 (略)

(検査に基づく処置)

第四十六条 第四十一条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条第二項若しくは第五項又は前条第一項若しくは第四項の規定による検査において、その検査に係る物が家畜伝染病の病原体により汚染し、汚染しているおそれがあり、又は汚染するおそれがあると認められた場合における第六条第一項、第七条、第八条、第十四条から第二十一条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十九条及び第三十一条第一項並びに同条第二項において準用する第七条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」(第十五条の場合にあつては「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「動物検疫所長」と、「家畜防疫員」とあるのは「家畜防疫官」と読み替えるものとする。

- 2 農林水産大臣は、前項の検査において、届出伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められた動物その他の物につき、農林水産省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることができる。
- 3 農林水産大臣は、第一項の検査中にその検査に係る動物が新疾病にかかり、又はかかるている疑いがあると認められたときは、当該動物又はその敷料その他これに準ずる物につき、農林水産省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行わせることができる。ただし、当該新疾病が家畜の伝染性疾病でないと認められる場合は、この限りでない。

食品衛生法 抄 (昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号)

第二十六条

1・2 (略)

3 厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十条に規定する食品に該当するおそれがあると認められる食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

4～7 (略)

第二十七条 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二十八条 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができる。

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第二十条の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

借地借家法 抄 (平成三年十月四日法律第九十号)

(定期建物賃貸借)

第三十八条 期間の定めがある建物の賃貸借をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をすると
きに限り、第三十条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第
二十九条第一項の規定を適用しない。

- 2 前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項
の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、
その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- 3 建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とす
る。
- 4 第一項の規定による建物の賃貸借において、期間が一年以上である場合には、建物の賃貸人は、期間の満了
の一年前から六月前までの間(以下この項において「通知期間」という。)に建物の賃借人に対し期間の満了により
建物の賃貸借が終了する旨の通知をしなければ、その終了を建物の賃借人に対抗することができない。ただし、建
物の賃貸人が通知期間の経過後建物の賃借人に対しその旨の通知をした場合においては、その通知の日から六
月を経過した後は、この限りでない。
- 5 第一項の規定による居住の用に供する建物の賃貸借(床面積(建物の一部分を賃貸借の目的とする場合にあつ
ては、当該一部分の床面積)が二百平方メートル未満の建物に係るものに限る。)において、転勤、療養、親族の
介護その他のやむを得ない事情により、建物の賃借人が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難とな
ったときは、建物の賃借人は、建物の賃貸借の解約の申入れをすることができる。この場合においては、建物の賃
貸借は、解約の申入れの日から一月を経過することによって終了する。
- 6 前二項の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。
- 7 第三十二条の規定は、第一項の規定による建物の賃貸借において、借賃の改定に係る特約がある場合には、適
用しない。